

東脊振小学校いじめ防止基本方針

吉野ヶ里町立東脊振小学校
平成26年3月17日策定
令和7年4月1日改定

はじめに

「いじめは、どの学校でも、どの学級にも、どの児童にも起こりうる」という基本認識に立ち、本校児童が、楽しく豊かな学校生活を送ることができる、いじめのない学校をつくるために、「東脊振小学校いじめ防止基本方針」を策定した。

本校における「いじめ防止のための基本的な姿勢」を示す。

- 学校、学級内にいじめを許さない雰囲気をつくります。
- 児童、教職員の人権感覚を高めます。
- 児童と児童、児童と教員をはじめとする校内における温かな人間関係を築きます。
- いじめを早期に発見し、適切な指導を行い、いじめ問題を早期に解決します。
- いじめの問題について、保護者・地域そして関係機関との連携を深めます。

1 いじめの定義（いじめ防止対策推進法第2条）

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

2 いじめを未然に防止するために

〈児童に対して〉

- ・児童一人一人が認められ、お互いを大切にし合い、学級の一員として自覚できるような学級づくりを行う。また、学級のルールを守るといった規範意識の醸成に努める。
- ・わかる授業を行い、児童に基礎・基本の定着を図るとともに学習に対する達成感・成就感を育て、自己肯定感を高めたり情緒の安定を図ったりする。
- ・思いやりの心や児童一人一人がかげがいの存在であるといった命の大切さを道徳の時間や学級指導の指導を通して育む。
- ・「いじめは決して許されないこと」という認識を児童が持つよう、さまざまな活動の中で指導する。
- ・見て見ないふりをすることは「いじめ」をしていることにつながることや「いじめ」を見たら、他の先生や友達に知らせたり、やめさせたりすることの大切さを指導する。その際、知らせることは決して悪いことではないことも併せて指導する。

〈教員に対して〉

- ・児童一人一人が互いに認められ、自分の居場所を感じられるような学級経営に努め、児童との信頼関係を深める。
- ・児童が自己実現を図れるように、子どもが生きる授業を日々行うことに努める。
- ・児童の思いやりの心や命の大切さを育み、心に響く道徳教育や学級指導の充実を図る。
- ・「いじめは決して許さない」という姿勢を教員がもっていることをさまざまな活動を通して児童に示す。
- ・児童一人一人の変化に気づく、鋭敏な感覚をもつように努める。
- ・「いじめ」の構造やいじめ問題の対処等「いじめの問題」についての理解を深める。特に、自己の人権感覚を磨き、自己の言動を振り返るようにする。
- ・問題を抱え込まず、管理職への報告や学年・同僚への協力を求める意識をもつ。

〈学校全体として〉

- ・全教育活動を通して、「いじめは絶対に許されない」という土壌をつくる。
- ・毎月10日を基本として「いい日アンケート」を全児童に実施し、学校・学級生活への適応状況を把握する。また、いじめに関するアンケート調査を年間に1回以上実施し、結果から児童の様子の変化などを教職員全体で共有する。
- ・「いじめ問題」に関する校内研修を行い、「いじめ」に気づいたときには、すぐに担任はじめ周りの大人に知らせることの大切さを児童に伝える。
- ・「いじめの問題」に関する児童会としての取組を行う。
- ・いつでも、誰にでも相談できる体制の充実を図る。

〈保護者・地域に対して〉

- ・児童が発する変化のサインに気づいたら、学校に相談することの大切さを伝える。
- ・「いじめの問題」の解決には、学校・家庭・地域の連携を深めることが大切であることを学校便り、ふれあい道徳授業などで伝えて理解と協力をお願いする。

3 「いじめ」の早期発見・早期対応・再発防止について

〈早期発見にむけて・・・「変化に気づく」〉

- ・アンケート調査等を活用し、児童の人間関係や学校生活等の悩み等の把握に努め、共に解決していくとする姿勢を示して、児童との信頼関係を深める。
- ・児童の様子を、担任をはじめ多くの教員で見守り、気づいたことを共有する場を設ける。
- ・様子に変化が感じられる児童には、教師は積極的に声かけを行い、児童に安心感をもたせる。
- ・観察をおこたらず、喧嘩等の場合でも人間関係を把握する。

〈相談できる・・・「誰にでも」〉

- ・いじめに限らず、困ったことや悩んでいることがあれば、誰にでも相談できることや相談することの大切さを児童に伝えていく。
- ・いじめられている児童や保護者からの訴えには、親身になって聞き、児童の悩みや苦しみを受け止め、児童を支え、いじめから守る姿勢をもって対応することを伝える。
- ・いじめられている児童が自信や存在感を感じられるような励ましを行う。
- ・いじめに関する相談を受けた教員は、管理職に報告するとともに委員会を通して校内で情報を共有するようにする。

〈早期の解決を・・・「傷口は小さいうちに」〉

- ・教員が気づいたあるいは児童や保護者から相談があった「いじめ」について、事実関係を早期に発見する。その際、被害者、加害者といった二者関係だけでなく構造的に問題をとらえる。
- ・事実関係を把握する際には、学校として組織的な体制のもとに行う。
- ・いじめている児童に対しては「いじめは絶対に許さない」という姿勢で臨み、まず、いじめることをやめさせる。
- ・いじめることがどれだけ、相手を傷つけ、苦しめていることに気づかせるような指導を行う。
- ・いじめてしまう気持ちを聞き、その児童の心の安定を図る指導を行う。
- ・事実関係を正確に当該の保護者に伝え、学校で指導、家庭での対応の仕方について学校と連携し合っていくことを伝えていく。
- ・事案が発生したときは、少なくとも様子を観察し、関係が修復したことを確認して解決とする。

〈いじめの再発防止の取り組み〉

- ・被害児童へのケア、加害児童への指導、保護者を交えた謝罪の場の設定など、適切な措置により一定の解決を図る。次の2つの要件を満たしている場合、「解決」として判断し、「解消」に至った場合は、教育委員会に報告する。
- (1) いじめに係る行為が止んでいること（少なくとも3ヶ月）
 - (2) 被害児童が心身の苦痛を感じていないこと

4 校内体制について

〈組織〉・公務分掌に「いじめ不登校対策委員会」を位置付ける。

〈構成〉・校長、教頭、教務主任、生徒指導主任、教育相談主任、養護教諭、SC、該当担任、特別支援教育Co、学校生活支援員とする。

〈役割〉・本校におけるいじめ防止等の取組に関することや、相談内容の把握、関係児童・保護者へのいじめ防止の啓発等に関するものを行う。

- ・いじめの相談があった場合には、当該学年主任や、担任を加え、事実関係の把握、関係児童・保護者への対応等について協議して行う。なお、いじめに関する情報については、児童の個人情報取り扱いを考慮しながら、本校職員が共有するようにする。
- ・学校評価においては、年度毎の取組について、児童、保護者からのアンケート調査、教職員の評価を行い、その結果を公表し、次年度の取組の改善に生かす。

5 教育委員会をはじめ関係機関との連携について

- ・いじめの事実を確認した場合の吉野ヶ里町への教育委員会への報告、重大事態発生への対応等については、法に則して吉野ヶ里町教育委員会に指導・助言を求めて学校として組織的に動く。
- ・地域全体で「いじめは絶対に許されない」という認識を広めることが大切であるということから、学校運営協議会やPTAや地域の会合等で、いじめの問題など子どもたちの健全育成について話し合いを奨めることをお願いする。